

(地8)

平成30年4月6日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資材の一般参加者への配布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生主管部(局)薬務主管課宛に「学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資材の一般参加者への配布について(Q&A)」の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療用医薬品等の広告については、医薬品等適正広告基準において一般人を対象とした広告が禁止されているところです。本件は、近年、患者団体等による医学薬学関連学会への参加が行われることがあり、個別企業による展示ブース等で医薬関係者以外の者に向けた情報提供が行われる場合の取扱いについて、Q&Aとして示したものであります。

具体的には、学会における展示ブース等は、本来的に医学薬学関係者である学会会員を対象に設置されるものであることに鑑み、原則として一般人を対象とする広告とはみなさないものの、医薬関係者向けの情報提供資材であることが分かる工夫が必要となること、また、一般人を誘引する意図が確認できる際には一般人を対象とする広告に該当することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成30年3月26日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資材の一般参加者
への配布について (Q&A)

近年、患者による、医療用医薬品、医療機器及び再生医療等製品に係る情報を含む医療情報の収集活動の一環として、患者団体等による医学薬学関連学会への参加も行われることがあります。

このような状況を踏まえ、当該学会において、個別企業による展示ブース等で患者等の医薬関係者以外の者に向けた情報提供が行われる場合の取扱いに関して、事務連絡 (Q&A) を作成のうえ、別添 (写) のとおり、都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部 (局) 薬務主管課あてに発出しております。

つきましては、当該事務連絡の内容をご理解、ご了知いただくとともに、貴会傘下団体及び会員等に対し周知方いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡

平成30年3月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

学会展示ブース等における医薬関係者向け広告資材の一般参加者
への配布について (Q&A)

近年、患者による、医療用医薬品、医療機器及び再生医療等製品（以下、「医療用医薬品等」という）に係る情報を含む医療情報の収集活動の一環として、患者団体等による医学薬学関連学会への参加も行われることがあります。当該学会において、個別企業による展示ブース等で患者等の医薬関係者以外の者に向けた情報提供が行われる場合の取扱いについて、下記のとおり、Q&Aを作成しましたので、御了知の上、格段の御配慮をお願いいたします。

記

Q 医学薬学関連学会において製薬企業等が設置・運営する展示ブース等において、医薬関係者向けの医療用医薬品等に関する広告資材を、主に医薬関係者に配布し、あわせて医薬関係者以外の一般参加者にも配布する行為については、医薬品等適正広告基準「5 医療用医薬品等の広告の制限」にて禁止されている一般人を対象とする広告と解するのか。

A 学会における展示ブース等は、本来的に医学薬学関係者である学会会員を対象に設置されるものであることに鑑み、原則として、一般人を対象とする広告活動とは解さない。

ただし、その際は、医薬関係者向けの情報提供資材であることがわかる何らかの工夫が必要である。

また、例えば製薬企業等が医学薬学関係者以外の一般人の参加を想定し、患者向けの広告資材を別途作成して配布するなど、一般人を誘因する意図が確認できる際には、一般人を対象とする広告に該当することに留意する必要がある。